

平成30年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>お待たせいたしました。ただいまから、平成30年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、委員20人中17人の委員の方にご出席をいただいております、愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項に定めます、委員の半数以上の出席条件を満たしておりますので、有効に成立いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、鳥居県民文化部長から、ご挨拶を申し上げます。</p>
県民文化部長	<p>(県民文化部長あいさつ)</p>
事務局	<p>審議に入ります前に、昨年11月30日の任期満了に伴う委員委嘱後、初めての審議会でございますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元に委員名簿と配席図を配付しております。</p> <p>ご紹介にあたりましては、お手元の配席図の会長席右手側の委員の方から、時計回りにてご紹介申し上げます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>先ほど申し上げましたように、昨年11月30日の任期満了に伴う委員委嘱後、初めての審議会でございますので、今期の会長をお決めいただきたいと存じます。</p> <p>当審議会の会長は、委員の互選により決めることとなっておりますが、前期の会長であり、審議会の内容も熟知されておられます石田委員を事務局から推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(一同異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、石田委員に今期の会長をお願いしたいと存じます。どうぞ会長席へお願いいたします。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>審議会条例第4条第2項によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、会議の取り回しを会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは最初に、審議会条例第3条第3項によりまして、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっておりますので、浅野委員を指名させていただきます。</p> <p>浅野委員、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(浅野委員承諾)</p>
会 長	<p>それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じます。議事の進行にご協力、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日、取材を希望する報道機関の方がございますが、本日の審議案件には非公開案件はございません。このまま取材を認めさせていただきます。</p> <p>審議に入ります前に、運営要領第5条の規定に基づき、会長が会議録署名人2名を、指名することになります。今回は大森委員と小川委員を署名人として指名させていただきたいと思っております。</p> <p>大森委員、小川委員、署名人をお引き受けいただけますでしょうか。</p> <p>(両委員承諾)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、会議次第の7の「平成30年度愛知県私学振興関係予算について」を事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(「平成30年度愛知県私学振興関係予算」について説明)</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明ございましたが、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>ご質問ございませんようですので、会議次第の8「諮問事項」の審議をお願いします。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会 長	<p>本日、ご審議いただきます事項は、お手元の会議次第を1枚おめくりいただいた「学校法人等に対する助成について（諮問）」のとおりであります。</p> <p>それでは、諮問番号30-1「平成30年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」を事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（「平成30年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法」について説明）</p>
会 長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、欠席された委員からご意見があれば、書面にてお伺いすることとなっておりますので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日欠席された委員からのご意見はございませんでした。</p>
会 長	<p>それでは、何か、ご意見があれば、どうぞ。</p>
委 員	<p>審議会資料の2ページの一番下の「6 配分額の調整」、一番下の（7）のところなのですが、幼稚園の場合は40人学級から35人学級に移行していくことが問題とされ、そのプロセスの中でペナルティを課して、こういうふうな項目が設定されたのだらうと思いますが、現在でも、やはり35人学級に移行していなくて、ペナルティを課されているところというのはあるのでしょうか。あるいは、どのくらいかお尋ねしたいと思います。</p>
事務局	<p>今回の配分で、対象となるのは1園のみとなっております。</p>
会 長	<p>はい、よろしゅうございますか。その他、ご意見、ご質問があれば、どうぞ。</p>
委 員	<p>参考資料の方の5ページと6ページで、ただいま見直しについては平成32年度以降実施されると説明があったところです。これは5ページにあるように平成29年度においては教員配置について見直しを行うとあったのですが、その時の審議からこれで中断してしまうという結果になったと思いますけれど、平成29年度の時にもう少し先までみて、審議をしなければいけなかったのか、それともその当時の情報としてはまだ先が見通せなかったのか、致し方なかったということであるのかということをお教えいただきたいのが一点。</p> <p>それと、見直しを一旦中断するということでもありますので、ある意味中途半端な状態で、平成32年度以降に持ち越しということになりますけれど、これは今の教員配置部分だけ見直した状態のまましばらく放置ということで、特段何か支障が出てくる部分はないのかということをお教えください。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>まず、1点目についてでございますが、1点目の見直しは、元々、平成29年度と平成30年度の2ヶ年をかけて見直すということにしておりまして、ただ、大きな改正でありますので、審議会の場で周知を事前にさせていただいて、やっていこうということでございました。資料の5ページの下のところにスケジュールがございますが、平成30年度においても各幼稚園のシミュレーションを行ったり、幼稚園連盟等との意見交換をさせていただいて、検討を進めてまいりました。今回、見直しの一時休止という文書、6ページでございますが、こちらにありますように、新たな要素ということで、「幼児教育の無償化」というものが出て参りまして、これが大変大きな変革ということでありますので、今回、やむを得ないという結論になったところでございます。</p> <p>それから2点目、今回の見直しにつきましては、平成30年度と平成31年度の2ヶ年は実施を見送っていただきたいという申し入れがございまして、それについては中断するというような形で対応していくとは思いますが、元々の制度を維持していくということですので、それによって大きな支障はないものと考えております。</p>
会 長	<p>はい。それでは、他にご意見はよろしゅうございますか、どうぞ。</p>
委 員	<p>今回要望を出しました立場の幼稚園連盟の方からですが、要望をとりまとめました立場の者として、少し、今のご質問に対する幼稚園連盟としての見解を申し上げたいと思います。</p> <p>私どもとしても今回の改正については積極的にお願いしていきたいという方向で、振興室の方にも交渉してきたものであります。「新制度」というものが平成27年から始まりまして、そちらの施設型給付等において、教員の充実について特に大きく加算等を付けていただく中で進められている。それに対応して私学助成においても、そういう方向にもっていただきたいというようなことをお願いしてきて、検討もしていただいた。それに幼稚園としても対応していくように努力してきたところですが、30年度において、補助金の配分についてこういう方向で変えていただくことについて特に反対はないのですが、なかなか対応ができない。補助金の配分だけ変わっても、なかなか即教員充実というように動けないというような状況がある中で、今回、各幼稚園内でも検討を進めていくということで、各園のご意見を聞きながらとりまとめたのですけれども、その中で、先程室長の説明にもありましたように幼稚園としては新制度への移行ということも選択肢として検討せざるを得ない。そういう中で今回の無償化という問題が出て、今まで移行の障害になってきた部分がもしかしたら取り除かれるかもしれないというような状況の中で、移行についてより積極的に考えながら、教育条件の向上について検討していくことが必要になってくるかなという状況が出てまいりましたので、配分だけで考えるの</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会 長	<p>ではなくて、より総合的に考えたいという意見が大勢を占めまして、そのためには1年、あるいは、今、32年度というお話もありましたけれども、最低限でみますと、今年度30年度と31年度からの無償化実施される前の年度については少し待っていただいた方が、検討がしやすいということで、こういう要望書を取りまとめた次第でございます。</p> <p>その他、ご意見、ご要望ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、ご質問もないようですので、審議を終了し採決したいと存じます。ただいまの諮問番号30-1「平成30年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
会 長	<p>ご異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。</p> <p>続きまして、会議次第の9 報告(1)「平成30年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び(2)「平成30年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」を事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(報告(1)「平成30年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び(2)「平成30年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」を説明)</p>
会 長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>よろしゅうございますか。それでは、ご質問もございませんようですので、報告事項については以上とさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、議事をすべて終了させていただきたいと存じます。議事の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p>
県民文化部長	<p>(お礼の言葉)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>